

ポジティブリスト制度導入に係る平成18年度食品健康影響評価依頼予定物質(飼料添加物関係)

優先評価物質

品目名	英名	主な用途
タイロシン ⁽¹⁾	TYLOSIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質

(1)平成18年9月4日に諮問されており、動物用医薬品専門調査会で審議した後、肥料・飼料等専門調査会で審議予定

優先評価物質以外の物質

品目名	英名	主な用途	現行基準	農薬取締	薬事法	飼安法	JMPR	JECFA	参考基準国				
									米国	豪州	加国	EU	NZ
アボパルシン ⁽²⁾	AVOPARCIN	動物薬・抗生物質											
コリスチン	COLISTIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質											
ナラシン	NARASIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質・寄生虫駆除剤											
モネンシン	MONENSIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質											

(2)アボパルシンについては、耐性菌発生の問題から平成9年に飼料添加物としての指定が取り消された。

NO.	品目名	主な用途	現行基準	農薬取締法	薬事法	飼安法	JMPR	JECFA	参考基準国					
									米国	豪州	加国	EU	NZ	
158	ベンゾカイン	動物薬・麻酔薬												
159	ベンゾピシクロン	農薬・除草剤												
160	ペンフルラリン	農薬・除草剤												
161	ボスカリド	農薬・殺菌剤												
162	ホスホマイシン	動物薬・抗生物質												
163	ホルベット	農薬・殺菌剤												
164	ホレート	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤・線虫駆除剤												
165	マルボフロキサシン	動物薬・合成抗菌剤												
166	ミクロブタニル	農薬・殺虫剤												
167	ミルベメクテン	農薬・ダニ駆除剤・殺虫剤												
168	ミロサマイシン	動物薬・抗生物質												
169	メソスルフロキシメチル	農薬・除草剤												
170	メタアルデヒド	農薬・軟体動物駆除剤												
171	メチオカルブ	農薬・殺虫剤												
172	メチルプレドニゾロン	動物薬・ステロイド系消炎剤												
173	メチルベンゾクエート	動物薬・寄生虫駆除剤												
174	メトキシフェノジド	農薬・殺虫剤												
175	メピンホス	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤												
176	メフェンビルジエチル	農薬・薬害軽減剤												
177	メベンダゾール	動物薬・寄生虫駆除剤												
178	メロキシカム	動物薬・非ステロイド系消炎剤												
179	モネンシン	動物薬/飼料添加物・抗生物質												
180	ラクトフェン	農薬・除草剤												
181	ラフォキサニド	動物薬・寄生虫駆除剤												
182	リンコマイシン	動物薬・抗生物質												
183	ルフェヌロン	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤												
184	レバミゾール	動物薬・寄生虫駆除剤												
185	ロベニジン	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤												

「現行規準」欄には、平成18年2月時点における、食品衛生法11条第1項に定める、規格基準のある農薬等について「」印を付けた。

「農薬取締法」欄には、平成18年2月時点における、農薬取締法における登録のある農薬等について「」印を付けた。

「薬事法」欄には、平成18年2月時点における、薬事法第2条第1項に規定する、動物用医薬品であって、承認の適用対象が食用動物のものに「」印、承認の適用対象が食用動物以外のものに「」印を付けた。

「飼安法」欄には、平成18年2月時点における、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項に定める、飼料添加物について「」印を付けた。

「JMPR」欄には、平成17年11月時点における、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議において、評価された農薬等に「」印を付けた。

「JECFA」欄には、平成17年11月時点における、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議において、評価された農薬等に「」印を付けた。

「参考基準国」欄には、残留基準値の設定根拠データを提供可能であると申出のあった5カ国(地域)() (平成15年4月11日に開催された食品輸入円滑化推進会議において在京各国大使館へ通知し協力の申し出があった国)の基準を参考にした農薬等に「」印を付けた。
米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランド
なお、(仏)は、残留基準の設定の際に、フランスの残留基準を参考にしたもの。

優先評価物質

NO.	品目名
1	アレスリン
2	オキソリニック酸
3	キシラジン
4	スルファチアゾール
5	タイロシン